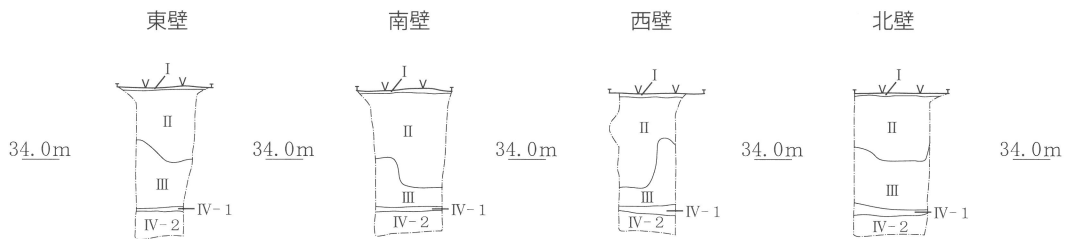
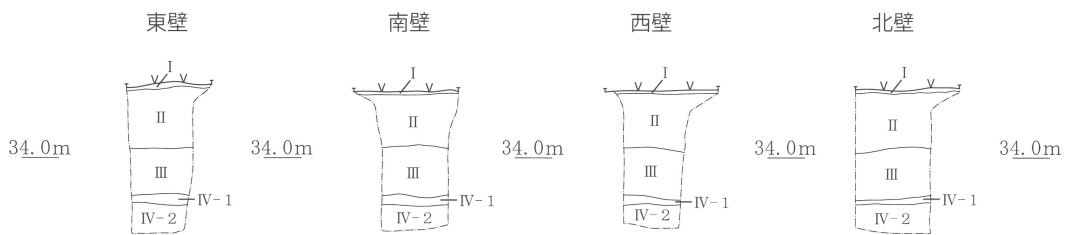


第24図 東山本町陵墓参考地 全景および調査箇所位置図 (1/200)

浸透柵設置箇所（北箇所）



浸透柵設置箇所（南箇所）



- I層 表土
- II層 近現代の造成土層 青灰褐色砂礫土 しまり・粘性なし、コンクリートブロック・近現代のゴミを含む。
- III層 自然堆積土層 にぶい橙色砂質土 かたくしまる、粘性なし、直径5～10cm大の角礫を多く含む。遺物なし。
- IV-1層 地山 橙色粘質土 しまり・粘性あり、礫・遺物は含まない。
- IV-2層 地山 暗褐色粘質土 しまり・粘性あり、礫・遺物は含まない。



第25図 東山本町陵墓参考地 浸透柵設置箇所断面図 (1/80)

れたようである<sup>(9)</sup>。

大正13年、管理していた大阪税務監督局長から宮内省諸陵寮月輪部陵墓監へ保存に関する照会があった。その内容としては、本町十六丁目の土地が宅地状態で保存する必要はないため売り払う見込みであるが念のため意見を伺いたいというもので、照会を受けた月輪部陵墓監は諸陵頭に指示を仰いでいる。諸陵頭は、仲恭天皇陵と伝わる土地は他になく参考地として保存する必要があるとする宮内省御用掛増田于信の考証をもとに保存を決め、土地は帝室林野局が無償で譲り受けたのち、諸陵寮の保管に移すこととなった。大正13年12月18日に「御陵墓参考地」として帝室林野局が譲り受け、昭和2年に帝室林野局長官から諸陵頭へ引き渡されている<sup>(10)</sup>。この頃の当参考地は本町通に面して木製の柵が設けられていた<sup>(11)</sup>が、陵墓地形図作成に向けて測量が行われた昭和6年までには現在と変わらない状態となっている。

当参考地における過去の調査としては平成9年度に入口門扉改修工事箇所の調査が実施されており、表土、コンクリート塊じりの攪乱層、黄褐色粘質土の自然堆積層が確認された<sup>(12)</sup>。

当参考地の北側・東側・南側にはブロック塀が巡らされているが、北側の一部・南側のブロック塀については経年劣化によって、倒壊する恐れがあった。そのため、ブロック塀を格子フェンスに改修する工事を施工することとなった。また、雨水を滞留させないように浸透柵を2箇所設置する工事、制札の設置に伴う工事も併せて行われた。

工事期間は令和6年11月15日から令和7年2月4日で、このうち令和7年1月20日から1月23日にかけて最も大規模な掘削が行われた際には陵墓調査室員の田中詢弥による立会調査を行った<sup>(13)</sup>。それ以外の期間で掘削があった際には、月輪陵墓監区事務所の職員である田中惇也、児嶋志音が立会および調査を随時行った。1月23日には16学協会に対して現場公開を行った。

今回の報告で使用した標高は、昭和7年に作成された陵墓地形図上の探求標識(35.00m)である。また、図面で使用している方位記号の方角は磁北である。

調査箇所は、北側の一部及び南側のブロック塀を格子フェンスに改修する工事箇所(以下、「外構柵改修工事箇所」)、浸透柵を2箇所設置する工事箇所(以下、北側を「北箇所」、南側を「南箇所」)、制札設置工事箇所である。

外構柵改修工事箇所では既存のブロック塀基礎下端(最大約100cm)まで掘削し、既存のブロック塀基礎を厚くして基礎とした。掘削に伴う調査ではコンクリートブロック片や近現代の陶磁器、瓦片を含む灰褐色砂質土を検出した。

浸透柵設置箇所では東西60cm、南北80cm、深さ180cmの大きさと掘削した。北箇所・南箇所を確認された地層は、表土(I)、近現代のゴミやコンクリートブロック片を含む灰褐色砂質土(II)、直径5から10cmの角礫を含むぶい橙色砂質土層(III)、礫を含まない橙色粘質土(IV-1)、暗褐色粘質土(IV-2)である。

II層は平成9年度の調査における攪乱層と同じと考えられる。内包するゴミなどから近現代の造成土と判断できるが、昭和初期までに撮影された古写真<sup>(14)</sup>から、税務署の用地として使用されていた段階では造成されておらず、陵墓地形図作成に向けた測量が行われた昭和6年までに造成されたと考えられる。本町通の舗装や整備にあわせて盛土された可能性もある。

III層は平成9年度の調査における黄褐色砂質土と同じ層と考えられる。過去の調査及び今回の調査で遺物が出土しなかったこと、直径5から10cmの角礫が含まれていることから、山土が自然に堆積した層と考えられる。

なお、II層とIII層の間に旧表土や遺物を包含する層は確認されなかったことから、II層を造成するにあたってIII層の一部は削平されたと考えられる。

IV-1層及びIV-2層は地山で、南側では33.60m、北側では33.50mから検出された。

北・南箇所ともに遺物は出土せず、南箇所では遺構も検出されなかった。北箇所ではIII層にあたる部分から性格不明遺構が確認された。北側では約20cm、南西側では約50cmの落ち込みがある。南側と東側ではや

や階段状に落ち込んでいる一方、西側では垂直に落ち込んでいる。いずれの落ち込み箇所でも遺物等は出土していない。また、Ⅱ層とⅢ層の間に旧表土や埋土は確認されていない。遺構の埋土のようすから、Ⅱ層の造成と同時に埋没していると考えられる。調査箇所周辺には塚本社の冠木門があったとされるが、明治14年までに撤去されている。冠木門に関連した柱穴があったとしてもⅡ層による造成より前に埋められていると考えられ、調査の結果とは整合しない。したがって、性格不明遺構は昭和初期までの陵墓管理施設の痕跡と想定される。

調査の結果、墳丘の築造等に関わる遺構は確認されず、遺物も出土しなかったため、工事は問題なく施工できるものと判断した。

(田中詢弥)

## 註

(1) 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課のホームページ内に掲載されている「京都市遺跡地図提供システム」による(令和7年10月1日現在)。

U R L : <https://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/kyotogis/iseki/main>

(2) 『京都府史跡名勝天然記念物調査報告』に掲載されている写真では、銘文の刻まれた部材以外は確認できない。また、石塔は墳塋の麓ではなく墳塋上に設置されていた。

西田直二郎「塚本社及塚本古墳」『京都府史跡名勝天然記念物調査報告』第9冊、京都府編、1928年。

(3) 当参考地を仲恭天皇(九條廢帝)陵として紹介した文献には以下のものがある。

津久井清影『首註陵墓一隅抄』、1868年。

『首註陵墓一隅抄』の記載内容については、国立国会図書館デジタルコレクションにて画像で確認することができる。

U R L : <https://dl.ndl.go.jp/pid/992303/1/31>

谷森善臣『山陵考』(有馬祐政編『勤王文庫』第三編 山陵記集、大日本明道会、1921年、所収)。

木村明啓・川喜多真彦編『再撰 花洛名所図会』東山之部、1864年。

『再撰 花洛名所図会』の記載内容については、国際日本文化研究センター花洛名勝図会データベースにて画像で確認することができる。

U R L : [https://www.nichibun.ac.jp/meisyoze/karaku/page7t/km\\_04\\_08\\_025t\\_07.html](https://www.nichibun.ac.jp/meisyoze/karaku/page7t/km_04_08_025t_07.html)

一方、仲恭天皇九條陵の項目で当参考地について触れている『山陵』では、「廢帝社」の名前以外に仲恭天皇陵とする根拠はないとしている。

上野竹次郎編『山陵』下、山陵崇敬会、1925年。

(4) 当参考地を淳仁天皇(淡路廢帝)陵として紹介した文献には以下のものがある。

釈白慧(坂内直頼)『山州名跡志』卷之十二、1711年(蘆田伊人編『大日本地誌大系』山州名跡志、雄山閣、1929年、所収)。

(5) 前掲註(3)木村明啓・川喜多真彦編書。

(6) 註(2)に同じ。

(7) 諸陵寮『考証録明治17～18年』(宮内公文書館所蔵、識別番号:2509-0)

(8) その内容は坂本直英による報告に記されている。

諸陵寮『考証録明治21～25年』(宮内公文書館所蔵、識別番号:2511-0)

(9) 註(2)に同じ。

(10) 帝室林野局『地籍録2昭和2年』(宮内公文書館所蔵、識別番号:8192-2)

(11) 註(2)に同じ。

(12) 陵墓調査室「平成9年度 陵墓調査報告」『書陵部紀要』第50号、宮内庁書陵部、1999年。

(13) 調査にあたっては京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課の新田和央氏、八軒かほり氏からご指導・ご教示賜った。記して謝意を表したい。

(14) 註(2)に同じ。



1 墳塋（南西から）



2 石塔（現状）（南から）



3 南箇所掘削前（東から）



4 北箇所掘削前（東から）



5 浸透枅設置箇所掘削状況（北東から）



1 南箇所西壁（東から）



2 南箇所東壁（西から）



3 南箇所南壁（北から）



4 南箇所北壁（南から）



5 北箇所西壁（東から）



6 北箇所東壁（西から）



7 北箇所南壁（北から）



8 北箇所北壁（南から）